

# 北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針（概要）

## 1 目的

近年、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生。

北海道では令和5(2023)年度に被害が初確認、令和6(2024)年度に被害拡大、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念。

ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者が被害地域等でナラ類等の伐採・移動を行う際に遵守すべき留意事項をとりまとめ。

## 2 留意事項

### (1) 被害地域でのナラ類等の伐採/処理（被害木）

- ・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する。
- ・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など適切な処理を行う。
- ・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

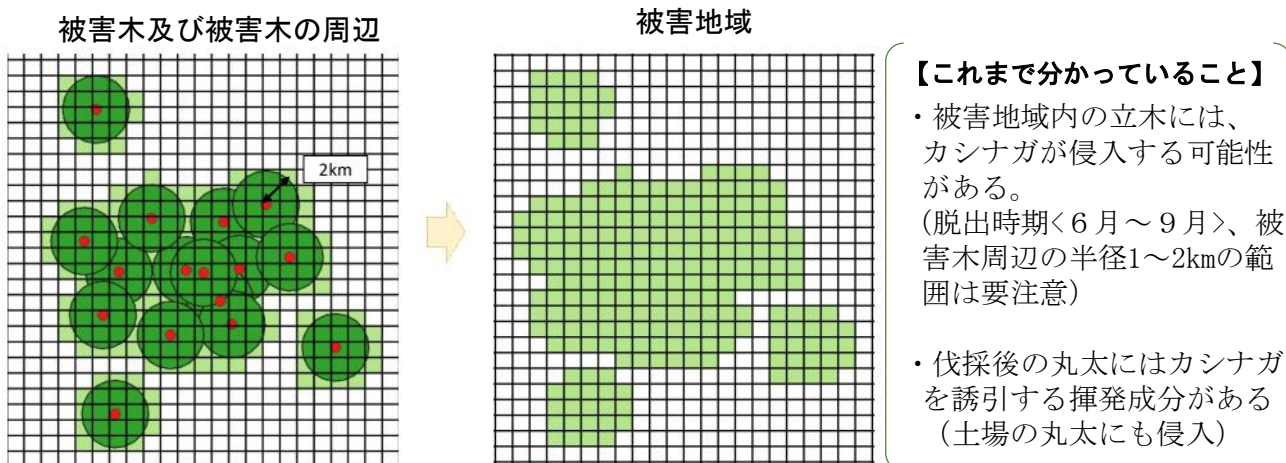
### (2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

- ・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない。
- ・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切に対応する。
- ・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破砕・製材等を極力行う。

### (3) 被害地域から未被害地への移動（被害木、未被害木）

- ・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。
- ・販売者は、被害地域の材について、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）。

## <参考> 被害地域の考え方



- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域（半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ）
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・国土交通省が公開している1kmメッシュ